

インク残量データを初期化できない仕様とした等の行為が、独占禁止法上の抱き合わせ販売等に該当しないとされた事例

【文献種別】 判決／大阪地方裁判所
【裁判年月日】 令和5年6月2日
【事件番号】 令和2年（ワ）第10073号
【事件名】 独占禁止法違反行為差止等請求事件
【裁判結果】 請求棄却
【参照法令】 独占禁止法
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25572944

名古屋大学教授 林 秀弥

事実の概要

1 Xは、Yが販売するインクジェットプリンター用の純正品インクカートリッジに関し、使用済みの純正品を回収してインクを充填し、インク残量データを初期化するなどして再使用した再生品インクカートリッジを製造して「エコリカ」ブランドとして販売していた。そこでYは、2017年9月以降現在まで販売している特定の型番シリーズのインクカートリッジ（以下「本件純正品」という）において、ICチップに記録されるインク残量データを初期化することができない仕様とするなどした（以下「本件行為」という）。これに対してXは、①本件行為が独占禁止法上の「抱き合わせ販売等」（一般指定10項）又は「競争者に対する取引妨害」（同14項）に当たり、Yがこのような不公正な取引を行った結果、Xは、本件純正品の再生品インクカートリッジ（以下「本件再生品」という）を販売できなかったなどと主張して、独占禁止法24条に基づき、本件純正品につき、インク残量データを初期化して再使用することができない電子デバイス等（以下「初期化不能電子デバイス」という）を用いないことを求めるとともに、②このような不公正な取引は不法行為を構成するとし、民法709条に基づく損害賠償請求等を主張した。

2 特定のプリンターには、特定の仕様のインクカートリッジを使用する必要があり、特定の仕様のインクカートリッジは、特定のプリンターに取り付けることでしか使用できない。Yの純正品には、インク残量データを管理する電子デバイス

等が使用されており、インク残量を確認できる機能や、インク残量が無くなったことを知らせる機能（以下「インクエンドサイン」という）、印刷中にインク残量が無くなったときはプリンターが印刷を自動で停止する機能（以下「インクエンドストップ」という）が備わっている（両機能をあわせて以下「インクエンドサイン等」という）。

Yの純正品においてインク残量データを管理する電子デバイス等は、従前は書き換え可能なものであった。そのため、Xは使用済みの純正品を回収してインクを再充填し、インク残量データを初期化するなどした再生品を販売していた。しかし、Yはある時期以降、本件純正品につき、インク残量データを管理する方法として、初期化不能電子デバイスを用いることとした（本件行為）。その結果、ユーザーが本件再生品を使用しようとすると自動的に印刷が開始されなくなった。印刷を開始させるには、ユーザーの側で本件プリンターのストップボタンを5秒以上押すなどしていくつかの操作をすることによって、インク残量検知機能を無効にする必要があり、こうした操作を経ないと、ユーザーは本件再生品を利用して本件プリンターによる印刷を行うことができない。

こうした本件行為による仕様の変更（以下「設計変更」という）に対して、独占禁止法違反を主張したのが本件である。

判決の要旨

- 1 抱き合わせ販売等（一般指定10項）該当性について

本件再生品は、本件純正品の再使用品（リユース）であり、……Y製インクジェットプリンターを買った者の多く（約84%）は、再生品インクカートリッジの価格が相当程度安くても、再生品インクカートリッジがインクエンドサイン等の機能を有していても、なお純正品インクカートリッジを購入していたのであり（その理由は必ずしも明らかではないが、……再生品インクカートリッジの使用による不具合を避けるといった考慮があるものと考えられ、このような考慮は、再生品インクカートリッジのインクエンドサイン等の機能の有無とは関係がない）、これらのようにインクエンドサイン等の機能とは別の考慮や要素に基づいて本件純正品を購入している者にとっては、上記機能が使用できなくとも、本件プリンターの購入に伴い本件純正品の購入を余儀なくされていたということとはできない。

また、……再生品インクカートリッジが純正品インクカートリッジより相当程度価格が安く、経済的合理性を有する商品である点を評価して再生品インクカートリッジを購入してきた者（1割程度の者）に着目してみても、……家庭での利用が多いと考えられ、総体的に多くの枚数を印刷すると考えられるビジネス用途は限られており、……本件再生品がインク残量表示をしないのみならず、インクエンドサインを出さず、インクエンドストップをしないとしても、再生品（再使用品）であることに伴うものであるとして、ノズルチェックパターンを印刷することなどにより代替可能であるとして、特段問題なく受け止めるものと考えられる。すなわち、本件純正品よりも廉価である本件再生品にとって、インクエンドサイン等は、付随的機能であり、一般的に備わっているべき機能であるとはいえない。

あえて本件再生品を選択する者の多くは、……価格が安いことを主要な理由に本件再生品を選択するものと考えられるのであって、インクエンドサイン等の機能の有無を選択の条件とすることは少ないものと考えられる。また、……本件再生品を選択する者は、家庭での利用が多く、年賀状といった比較的多くの枚数を印刷する場合でも、廉価な再生品でありインクエンドストップをしないことを前提に、少量ずつ印刷し、印刷結果を目視確認することにより、インクエンドサイン等の機能の代替手段を執ることができる。……本件再生

品の購入者は、このような代替手段を執ることにより、インクエンドサイン等を欠くことへの不具合を回避することができるのであるから、……価格の高い本件純正品の購入を強いられるものと評価するのは困難である。

Yが本件純正品を開発するにあたり、初期化不能電子デバイスを採用し、その結果、再使用においてインクエンドサインが表示されず、インクエンドストップもしない設計としたことについては、不正行為を防止する意図もあったと考えられ（弁論の全趣旨）、Xによる競合品発売を妨げる意図であったとは断じ難い。

以上から、本件行為が、「抱き合わせ販売等」に当たるといえることはできない。

2 競争者に対する取引妨害（一般指定14項） 該当性について

Yが本件純正品に初期化不能電子デバイスを使用し、再使用においてインクエンドサイン等の機能が利用できない設計としたことをもって、直ちにYが本件再生品を需要者に買わせないよう妨害したということは困難であるし、インクエンドサイン等の機能は、廉価である本件再生品にとって一般的に備わっているべき機能であるとはいえず、需要者にとっては、廉価である本件再生品の場合はノズルチェックパターンを印刷することなどにより代替可能であるから、この点においても、Yが本件再生品を需要者に買わせないよう妨害したということはできない。

判例の解説

一 「抱き合わせ販売等」（一般指定10項） 該当性

1 前提的事実の確認

まず指摘しなければならないのは、本件では、再生品であっても印刷機能は損なわれないという点である。この点が裁判所の独占禁止法違反なしとの判断にどのように影響を与えたのかがまず問われる。

2 「取引の強制性」判断

抱き合わせ（一般指定10項）の成立のためには、その要件として、①商品性、②取引の強制（「購入させ」）、③公正競争阻害性（不当性）が必要となる。この点、本件で問題となるのは、②の取引の強制性についてである。これは、一緒でないとい

売らないというだけでは足りず、「購入させること」が必要である。この場合、主観的に個々の顧客が強制されたと感じたかどうかで判断するのではなく、「客観的にみて少なからぬ顧客が他の商品の購入を余儀なくされ」ているか否かによって判断される¹⁾。例えば、セット販売しかならないという事業者がいたとしても、顧客が他に容易に別の代替先事業者からバラで購入できる場合には取引の強制があったとはされない。本件でも、①本件再生品を選択する者の多くは、価格が安いことを主要な理由に本件再生品を選択しており、残量表示等の有無を選択の条件とすることは少ないと考えられること、②インクジェットプリンターは少量印刷の個人需要が多く、大量印刷のビジネス用途は限定的で、印刷結果を目視確認することによって残量表示の代替手段を執ることができるため、残量表示等が必須ではないと考えられること、③インクカートリッジの残量表示等は付随的機能の1つであり、本質的機能ではないこと、を前提に、Xが「インクエンドサイン等の機能を有しない本件再生品しか製造販売できないとしても、本件プリンターの購入者が本件純正品の購入を余儀なくされているとまでいうことはできない」と述べられ、この基準で判断されている。

この点、「キャノン株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」²⁾及び同別紙「レーザープリンタに装着されるトナーカートリッジへのICチップの搭載とトナーカートリッジの再生利用に関する独占禁止法上の考え方」で示されているように、「技術上の必要性等の合理的理由がないのに、あるいは、その必要性等の範囲を超えて」、「ユーザーが再生品を使用することを妨げる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある」という考え方が独占禁止法評価のベースラインとなる。この設計変更の必要性和合理性という観点から本件をみると、本判決は、設計変更の必要性について、不当性の部分の判断において、不正行為を防止する意図もあったことを理由に、Xによる競合品発売を妨げる意図であったとは断じ難いと判断している。また設計変更の合理性について、本判決は、これも不当性の部分の判断において、「インクエンドサイン等の機能の有無によって顧客の選択が左右され、本件再生品を選択する顧客が著しく減少し、自由な競争を減殺したりその基盤が保持されないとまでいうのも困

難である」として、不合理とまではいえないとしている。確かに、本件の場合、付随的機能の改変であって、印刷という必須機能までも不可にしているわけではないことは、設計変更の合理性判断において重要な要素であると思われる。ただし、不正行為を防止するためだったとしても、本件行為のような設計変更が当該目的にとって合理的に必要とされる範囲内にとどまっているかについて、より慎重に検討すべきだったと思われる³⁾。

3 本件行為の公正競争阻害性

独占禁止法が定める「不正な取引方法」の各行為類型は、行為の要件に加えて「不当に」や「正当な理由がないのに」とか「正常な商慣習に照らして不当に」といった文言が付加されている。これらは、いずれも「公正競争阻害性」を有していることを意味する。「不当に」と書かれている場合は、行為の外形的要件を満たしたとしても公正競争阻害性が存在するとは限らず、個別に公正競争阻害性を立証することが必要となる。「正当な理由がないのに」とは、行為の外形的要件に該当すれば原則として公正競争阻害性があるものと推定される類型について用いられる。独占禁止法2条9項5号では「正常な商慣習に照らして不当」という文言が用いられているのが、この場合は不当性の判断にあたって「正常な商慣習」の観点をも参照することが望ましいと考えられているためである。

このような公正競争阻害性（判決のいう「不当性」）について、本判決の説くところは少ない。前述のように、本件行為によって、「自由な競争を減殺したりその基盤が保持されないとまでいうのも困難である」としており、自由競争減殺⁴⁾の観点から判断している。本件行為の態様からして、競争手段の不公正とまでいうのは難しく自由競争減殺で判断したのは妥当だと考えられるが、その判断機序は十分に説明されているとは言い難い。

この点、抱き合わせ販売の公正競争阻害性は、顧客の選択の自由を歪める競争手段であり、また従たる商品市場（被抱き合わせ商品市場）における競争を減殺することが問題であり、顧客の商品選択の自由の側面（消費者被害の側面）⁵⁾と従たる商品市場での競争減殺（競争者被害の側面）の両面がある。自由競争減殺を構成する場合には、商品選択の自由が害されていることとあわせて、従

たる商品市場での競争状況が影響を受けていることが過去の審判決例では認定されており、本判決でもそれは踏襲されている。ただし、その判断機序は、本件行為の不当性のなかで十分に説明されていない。なんとすれば、本件行為の自由競争減殺効果の有無の判断において、その手段が競争秩序の観点から許容されないものであるか否かという評価が抜けているからである。本件行為が仮に不当であるとすれば、それはライバル費用引上げ戦略（ライバル費用を増大させて、競争者の加える制約を緩和し、もって競争水準から乖離した取引条件を自身に有利に行う戦略）から説明されるが、ライバル費用を人為的に引き上げるといってライバルの製品の排除を試みるものが競争政策上不当なのは自明であるようにも思える。しかし、この戦略が厄介なのは、ライバル費用の増大は、通常の競争過程でも生じうるといふ点である。一方の企業が、(効率的とまではいえなくても) 自社の競争上の地位を強化するための戦略的な企業運営を目指す過程で付随的にライバルの費用が増大することはよくあることである。このため、独占禁止法上問題となるようなライバル費用引上げ戦略はそうした付随的效果としてのそれではなく、そういった独占禁止法上許容される通常の事業活動の過程とは無関係に生じる、いわば人為的なライバル費用増大戦略に限定する必要がある。こうした意味での本件行為の公正競争阻害性が十分に検討されていないきらいがある。またそもそも、本件行為の市場閉鎖効果の認定も不十分である。もっとも、本件の設計変更では、プリンターの本来的機能である印刷機能は従前通り保持されていることを重視すれば、XとY間の競争プロセスは依然として維持されているとみることが可能であり、本件行為の結果として消費者の利益が損なわれているとまでは断ずることも難しだろう。その意味で、独占禁止法違反を認めなかった本判決の結論自体が不当であるとまではいえない。ただし、本件行為の正当化として、「不正行為を防止する意図もあった」というだけでは不十分であり、そのようなある種の効率性追求目的が名目的な理由でなかったのかについて吟味が必要であったらうし、また公正競争阻害性の判断においても、かかる効率性追求のもつ競争促進効果とライバル費用増大（本件行為によってXに一定程度の費用増大効果はであると目される）の競争制限効果との比較

衡量の視点があってもよかつたのではないか。

二 競争者に対する取引妨害（一般指定 14 項） 該当性

一般指定 14 項で問題となる取引妨害該当性の判断に際しては、正常な競争過程による競争者の取引を妨害する行為と不当なものを区別することが重要な意味をもつ。ここでの不当性は、手段としての不当性を意味するものと解されており、その手段が価格・品質をめぐる行われる能率競争から著しく乖離した不当なものであることを要すると解されている。他方、取引拒絶や不当販売、排他条件付取引など競争排除型の自由競争減殺をもたらす行為類型も、本項の取引妨害に当たる場合が多いが、それらの行為類型で処理できる場合はそれらを利用すべきであり、その意味で本項は、不当性としての自由競争減殺的側面はあるものの、上記類型で処理できない場合に補完的に適用されるにとどまる。

本判決は、本件行為の一般指定 10 項該当性で検討したのと同じ理由で 14 項の成立を否定している。本件行為が良質廉価な商品役務をめぐる行われる能率競争から「著しく」乖離した不当なものであるかということ、そこまでの不当性があるとまでは直ちにいえまいだろう。

●——注

- 1) 藤田屋事件・公取委審判審決平 4・2・28 公取委審決集 38 巻 41 頁。
- 2) 公正取引委員会・2004 年 10 月 21 日。
- 3) 長澤・後掲 7 頁。
- 4) 自由競争減殺とは市場参入への自由と、市場における競争の自由が妨げられることを意味する。私的独占等の要件である「競争の実質的制限」よりも低い水準で予防的に規制するものと考えられている。これは他者排除あるいは競争回避を通じて生じるものであるが、本件で問題となるのは前者である。
- 5) 不要品強要型と称されることもあるが、不要品であることは必要なく、他から買いたいのに抱き合わせ主体から買わされることが問題である。

●——本件評釈

- 長澤哲也・ジュリ 1590 号 (2023 年) 6 頁
 林秀弥・公取 878 号 (2023 年) 56 頁
 橘雄介・特許研究 77 号 (2024 年) 52 頁
 穴戸聖・令和 5 年度重判解 (2024 年) 230 頁